

茨城町子ども読書活動推進計画（第3次）

令和7年4月

茨城町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の意義	1
2. 子どもの読書活動に関する国・県の動向	1
3. 子どもの読書活動の現状	2
4. 本町における読書活動の現状	2
第2章 計画策定の基本的な考え方	5
1. 計画策定の目的	5
2. 計画の位置付け	5
3. 基本理念	5
4. 計画策定のための基本方針	6
5. 計画の対象	6
6. 計画の期間	6
7. 構想図	7
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	8
1. 幼児期からの読書活動の推進	8
(1) 家庭における読書活動の推進	8
(2) 保育所・幼稚園における読書活動の推進	10
(3) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進	11
(4) 図書館における読書活動の推進	13
2. 子どもが読書に親しむための環境の整備	16
(1) 家庭における読書環境づくり	16
(2) 学校図書館の整備・充実	17
(3) 図書館の整備・充実	18
3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	19
用語解説	21
資料1 子どもの読書活動に関するアンケート調査	23
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	34
資料3 茨城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例	36

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の意義

子どもの読書活動は、知識や情報を得られるだけでなく、自ら考える力を養い、感性や創造力、表現力を豊かなものにし、多様な文化を理解したりすることにつながります。しかし、近年のテレビやインターネット、スマートフォン等の様々な情報メディアの普及により、「読書離れ」「活字離れ」が進み、子どもたちの心身の発達にも大きな影響を与えていることが指摘されています。

このような状況の中で、子どもたちは読書を通じて豊富な言葉を学び、実生活で体験することのできない経験を重ねることで、感動や発見を生み出し、豊かな感性が育まれていきます。

また大人は、子どもの発達に応じた本への興味や関心を的確に捉えて、数ある本の中から質の高い優れた本を子どもたちに手渡し、やがて自ら読書する楽しさを幼少期から伝えていくことが重要です。

そのためにも、家庭や地域、学校、図書館等が連携し、社会全体が一体となって、子どもの読書活動を推進することが求められています。

2. 子どもの読書活動に関する国・県の動向

【国の動向】

国では、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議がなされました。

平成13年12月には、子どもの読書活動の推進に関する基本理念などを定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行し、この法律の第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本的な計画」という。）を策定し、おおむね5ヵ年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

平成20年3月に第2次、平成25年5月に第3次、平成30年4月に第4次、そして令和5年3月に第5次「基本的な計画」が策定されています。

【県の動向】

茨城県では、平成15年に国の計画を基本とした「いばらき子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、二度の改訂を経て、県のこれまでの成果や課題、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和4年3月に第4次「推進計画」が策定され、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

3. 子どもの読書活動の現状

全国学校図書館協議会が子どもの読書の実態や読書環境を調査した「第68回学校読書調査」によると、令和5年5月、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生12.6冊（前年同期13.2冊）、中学生は5.5冊（前年同期4.7冊）高校生は1.9冊（前年同期1.6冊）となっており、小学生は微減、中学生は微増、高校生も微増という結果になっています。

また、1ヶ月間に1冊も本を読まなかった児童・生徒（不読者）の割合は小学生7.0%、中学生は13.1%、高校生は43.5%となっており、年代が高くなるにつれて、不読者も多くなる傾向にあり、今後も社会全体において読書活動の重要性について、より一層理解を深めていく必要があります。

4. 本町における読書活動の現状

町内の子どもたちの読書活動の現状を把握するため、令和6年9月に小学校2年生、5年生の児童及びその保護者、中学2年生の生徒及びその保護者を対象とした「読書についてのアンケート」を実施しました。

《 児童・生徒に対するアンケート調査結果 》

対 象 者	対 象 人 数	回 答 数	回 答 率
小学2年生	207	171	82 %
小学5年生	232	183	78 %
中学2年生	240	209	87 %

《 児童・生徒に対するアンケート結果の詳細 資料1 参照 》

《 児童・生徒に対するアンケート調査結果まとめ 》

「読書についてのアンケート」の中において極めて基本的でかつ重要な、問1「あなたは、本を読むことが好きですか。」には、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた子どもは、小学2年生で87%、小学5年生で69.3%、中学2年生で69.7%と、いずれの学年も前回（令和2年）の調査に比べて大きく減少しています。不読者（本をまったく読まない人）の割合をみると、こちらは小学2年生が4.8%、小学5年生が10%、中学2年生が12.4%となり、全国平均より低くなっているものの、中学生が微減であった以外は高くなっています。

次に、本に対しての接し方、問2-2「あなたは、読みたい本をどのようにしていますか。」に、「学校の図書室で借りる」が小学2年生61.6%、小学5年生46.9%、中学2年生7.4%、「図書館で借りる」が小学2年生39.6%、小学5年生32.6%、中学2年生13.4%で、学校の図書室や図書館を利用して本を手に行っている子どももいますが、中学生になると極端に少なくなり、「書店で買う」と答えた子どもが小学2年生で27.4%、小学5年生で41.1%、中学生になると87.1%にのびります。

問2-3「あなたは、どこで本を読むことが多いですか。」では、「自分の家」はどの学年も45%前後、「教室」は小学生が35%前後、中学生は5割を超えていて、この2つの場所が主に読書する場所となっています。一方、「学校の図書室」「図書館」は、合わせても小学2年生16.2%、小学5年生16.4%、中学2年生は3%と図書室・図書館の利用頻度が低い傾向にあります。

問3「あなたは、小さい頃、本を読んでもらうことが好きでしたか。」には、小学2年生の92%、小学5年生の85.6%、中学2年生の82.4%が、「好き」「どちらかといえば好き」と答えており、問4で過去に「あなたは、本や紙芝居を読んでもらったことがありますか。」では、「よく読んでもらった」「時々読んでもらった」と答えた子どもがどの学年でも8割を超えています。また、問5「あなたは、本を読むことが大切だと思いますか。」では、全学年とも9割を超える子どもが「大切だ」と感じていて、子どもたちにとって家族や保育所・幼稚園の先生に本を読んでもらったという記憶によって、「読み聞かせ」が貴重な経験だったことが分かります。

一方で、問6、問7「あなたは、学校の図書室・茨城町の図書館をどのくらい使っていますか。」に対して、1か月間に「学校の図書室」を利用している子どもは、小学2年生77.8%、小学5年生70.6%、中学2年生28.2%、「茨城町の図書館」は小学2年生57.8%、小学5年生33.6%、中学2年生は12.2%と、高学年になるほど図書室も図書館も利用者は少なくなり、逆に「ほとんど使わない」「使わない」子どもは学年が上がるにしたがって増えていることが分かります。

問6-1、問7-2「学校の図書室・図書館に行かない理由は何ですか。」には、「読みたい本がない」「本がつまらない、おもしろくない」という答えが大半を占めており、町の図書館への要望についても「おもしろい本」「興味がある本」「学年にあった本」を置いてほしいといった回答が多く、読書意欲はあるものの自分が求めている本に出会えていない状況が読みとれます。

《保護者に対するアンケート調査結果》

対 象 者	対 象 人 数	回 答 数	回 答 率
小学2年生保護者	207	98	47 %
小学5年生保護者	232	144	62 %
中学2年生保護者	240	142	59 %

《 保護者に対するアンケート調査結果の詳細 資料1 参照 》

《 保護者に対するアンケート調査結果まとめ 》

問1「あなたは、本を読むのが好きですか。」に、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した保護者は、小学2年生で67.4%、小学5年生で66.5%、中学2年生で69.8%と、どの学年とも7割程度になっています。反対に「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と答えた保護者は小学2年生が32.6%、小学5年生が33.5%、中学2年生が30.2%と、各学年が平均して3割程度になりました。

問2「あなたは、1か月に何冊くらい本を読みますか。」には、「読まない」と答えた保護者が、小学2年生で43.3%と若干半数より下回った以外は、小学5年生、中学2年生の保護者ともそれぞれ52.1%、51.4%と半数を超えています。その主な理由の「仕事や家事が忙しい」「読書以外にやりたいことがある」ということが、なかなか「読書」に結びつかない日常生活となっている現状のようです。

問3「あなたは、町の図書館をどのくらい利用されますか。」については、「年に数回」「ほとんど利用していない」と回答した保護者が、小学2年生で76.6%、小学5年生で79.7%、中学2年生で82.9%と8割前後いて、子どもと同様に町の図書館の利用頻度が低いことが分かり、このことから図書館の利用促進が課題となっているといえます。

問3-1「あなたは、町の図書館に行くときにお子さんを連れて行きますか。」には、小学2年生が81.5%、小学5年生が77.7%、中学2年生の保護者では67.2%が「いつも連れて行く」「時々連れて行く」と回答しています。低学年の時は一緒に利用していても、高学年になるにつれ、連れて行かなくなる傾向にあるようです。

問5「あなたのお子さんが小さい頃、読み聞かせはしていましたか。」では、「よくしていた」「時々していた」と答えた保護者が、小学2年生で75.3%、小学5年生で81.9%、中学2年生で78.1%と、幼少期に読み聞かせをしていた経験がある保護者は多くいることが分かります。また、問6「あなたは、読み聞かせをすることが大切だと思いますか。」では、「大切だと思う」と答えた保護者が小学2年生で85.7%、小学5年生で81.8%、中学2年生で82.4%と、子どもへ幼少期から読み聞かせをすることの重要性をほとんどの保護者が認識していた結果となりました。

問7「あなたが子どもの読書活動を推進するためにしている、あるいはしていたことは何ですか。」に対しては、「本のことについて話しをする」「図書館に連れて行く」等、本に触れ合う機会を与え、読書環境づくりの取り組みを行っていることが分かりました。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

未来を担う子どもたちが、その成長の過程で読書活動を通じ、読書の楽しさ、大切さを学ぶことによって、生涯において自主的な読書活動を行うことができるようになり、より豊かな人生を送るために、図書館を中心として学校や行政、そして地域や家庭等が連携し、子ども読書環境の整備と読書の習慣付けを推進することを目的とします。

2. 計画の位置付け

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づいた国の「基本的な計画」及び茨城県の「推進計画」を基本として、平成27年3月に策定された「茨城町子ども読書活動推進計画」及び令和2年4月改訂の「茨城町子ども読書活動推進計画（第2次）」を基に「茨城町子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定するものです。

3. 基本理念

子どもが読書活動を通して豊かな感性を育み、自ら考え、学ぶ力を身に付けられるよう、次の基本理念を掲げます。

- 本との出会い、読書の楽しさ、喜びを知ることができるように働きかけます。
- 子どもの自由で自発的な読書活動を支援します。
- 読書を身近に感じる環境（家庭読書・地域読書・全校読書等）づくりを積極的に行います。

4. 計画策定のための基本方針

(1) 幼児期からの読書活動の推進

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに影響されたりして、読書意欲を高めていくものです。そのため、子どもに幼少期から本を読むことを習慣づけることが大切です。子どもが読書を楽しめる家庭や地域での環境づくりと読書活動を推進します。

(2) 子どもが読書に親しむための環境の整備

子どもが本に親しみ、さらに読書への意欲を高めていくためには、成長段階に応じた読書活動の機会を十分に提供しながら、子どもが自ら進んで読書に親しむ態度を育成することが必要です。そのために、家庭・地域・学校それぞれの場で、読書活動の機会と情報提供等の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について人々の間に広く理解と関心を深める必要があります。このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的な機運が高まるよう、啓発・広報活動に努めます。

5. 計画の対象

0歳からおおむね18歳までを対象としています。

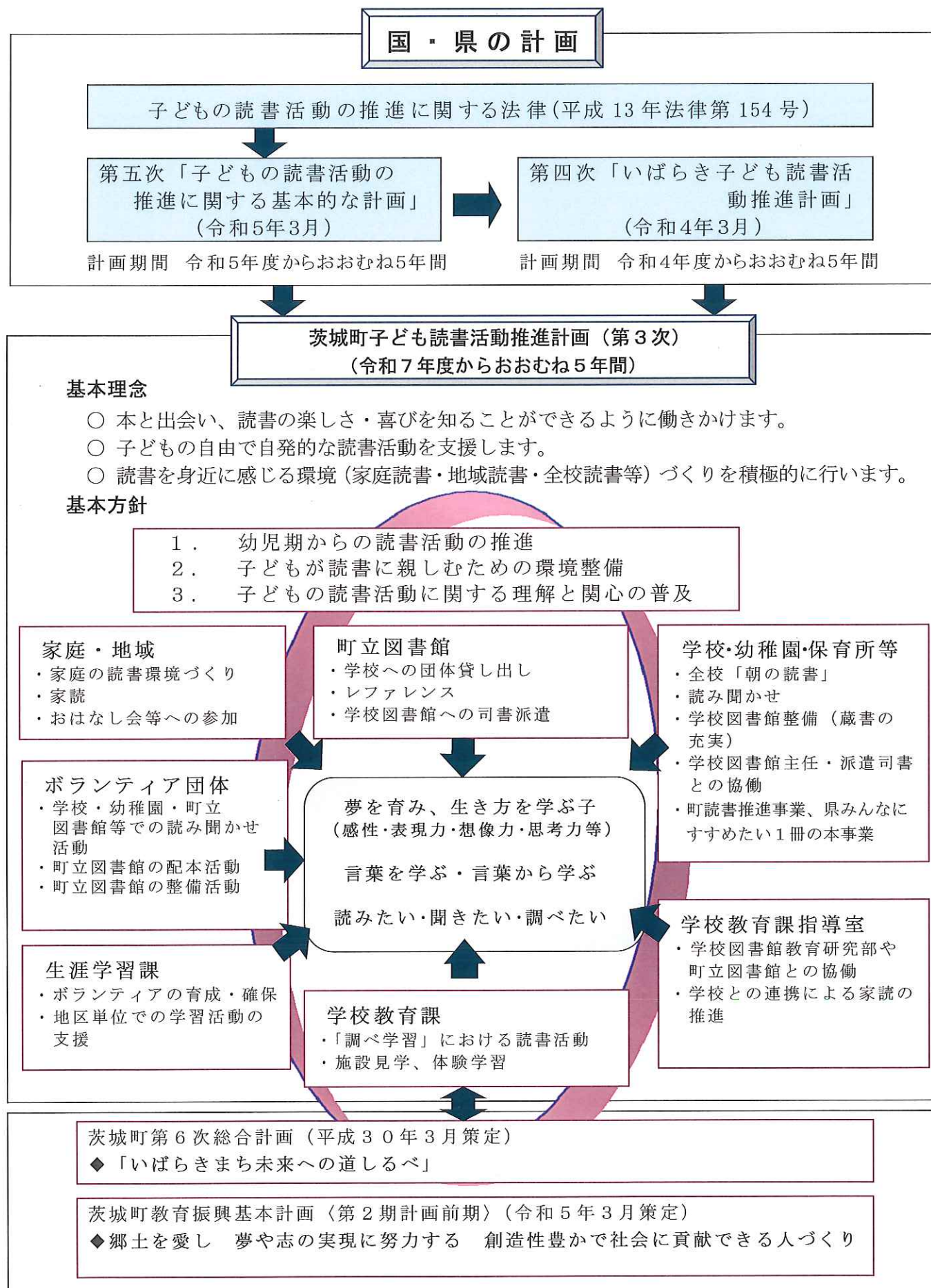
6. 計画の期間

令和7年度からおおむね5年間とします。

なお、この計画は、今後の情勢などにより随時見直しを行います。

7. 構想図

茨城町子ども読書活動推進計画



第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 幼児期からの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

幼い頃から本と出会い、本に親しむことは、子どもの読書習慣を形成する上で大切なことです。特に人間形成において家庭の果たす役割は大きく、保護者による語りかけや絵本の読み聞かせが子どもにとって楽しい経験となり、言葉を育て豊かな感性を育み、情緒の安定や読書習慣への大きな基礎となります。そのためにも、読み聞かせや遊びを通して絵本などに親しむことが重要であり、また保護者自身も読書を身近に感じ、子どもと読書について語り合い、本を読む楽しさを享受するなど家庭教育の充実が欠かせません。

① 読み聞かせや語り聞かせの機会の提供

子どもに読書への関心を持たせるうえで、0歳児からの読み聞かせが大切です。特に、本に対する興味が出始める2、3歳の時期に親や大人が習慣として読み聞かせを行うことによって、本が好きになると言われていることから、子育てに関係する各施設において親子読書などの機会を提供していきます。

② ブックスタート事業※1

図書館では、生後4か月から8か月児を対象として、健康増進課での離乳食教室やこども課で行う育児相談時に、絵本などが入ったブックスタートパックを配布するブックスタート事業を実施します。絵本を介して愛情あふれるひと時を過ごすことは、親子の絆を深めるのはもちろんのこと、日常的に絵本との時間を持つきっかけとなり、家庭の中に読書が根付くことが期待されることから、本事業により、保護者へ本の楽しさと大切さを伝えます。

③ セカンドブック事業※2

ブックスタートのフォローアップ事業として、1歳6か月児を対象とした健康診査時に、オリジナル絵本がもらえる「絵本注文チケット」を配布するセカンドブック事業を実施します。この絵本は、主人公を自身の子どもの『名前』にして、子どもの『すきなもの』と一緒に登場させることで、世界でたったひとつの絵本を作ることができます。本事業により、子どもの読書への関心を高め、親子での楽しいやりとりと言葉の成長を後押しします。

④ 家庭での読み聞かせ

乳幼児期の子どもは、おはなしや絵本の読み聞かせによって、言葉を覚え、豊かな感性と個性が育まれることから、親子間の読み聞かせの大切さを伝えるなど、家庭で読書を楽しむ取り組みを推進します。

⑤ おはなし会等への参加の呼びかけ

町立図書館や保育所・幼稚園では、絵本の読み聞かせやおはなし会などの読書活動が行われています。今後も読書ボランティアや各団体・機関が連携、協力しながら、親子で楽しめる読書行事の充実を図ります。また、保護者に対してチラシや広報紙等による周知を行い、参加を呼びかけます。

⑥ 家読（うちどく）※3

子どもたちへ一方的に読書をさせるだけでなく、保護者もともに取り組む姿勢が大切であるため、生活の中に読書が位置付けられるよう、家族で一斉に読書をする時間を設け、お互いが読んだ本について感想を語り合うなど、読書の楽しさを実感できるよう、親子で一緒に本を読む「家読」を推進します。

◇ 家庭における読書活動の推進

施 策	担当・所管	実施区分
① 読み聞かせや語り聞かせの機会の提供	図 書 館 健康増進課 こども課	継 続
② ブックスタート事業	図 書 館 健康増進課 こども課	充 実
③ セカンドブック事業	図 書 館 こども課	新 規
④ 家庭での読み聞かせ	学校教育課 図 書 館 こども課	継 続
⑤ おはなし会等への参加の呼びかけ	図 書 館	充 実
⑥ 家読（うちどく）	学校教育課 図 書 館	継 続

(2) 保育所・幼稚園における読書活動の推進

保育所や幼稚園は、子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を培う場であり、教育や保育を通して、豊かな心身の成長を促します。また、集団のなかで絵本や物語の世界を楽しむことにより、家庭とは違う雰囲気や友達との一体感を味わうことができるなど、読書体験が広がります。

保育所や幼稚園においては、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うことが大切です。

① 日常的な読み聞かせの実施

子どもたちがより多様な読書体験を得られるように、日常保育のなかに読書の時間を位置付け、「読み聞かせ」などの取り組みを実施します。

② 図書館の団体貸し出し※4 の利用（図書の出前）

保育所や幼稚園での様々な行事や読み聞かせにおいて、町立図書館の団体貸し出しを教材として利用することで、多くの絵本に出会い、触れることができる環境づくりに取り組みます。

③ 本に親しむイベントの実施

行事や遊びのなかに絵本を取り入れるなど、子どもが本に興味を持つようなイベントを実施します。

④ 保護者に対する啓発活動

保護者懇談会や園だより等を通じて、読み聞かせの大切さや子どもの読書の重要性について啓発し、家庭での読書の取り組みを推進します。

◇ 保育所・幼稚園における読書活動の推進

施 策	担当・所管	実施区分
① 日常的な読み聞かせの実施	学校教育課 こども課	充 実
② 図書館の団体貸し出しの利用 （図書の出前）	学校教育課 図 書 館 こども課	充 実
③ 本に親しむイベントの実施	学校教育課 図 書 館	充 実
④ 保護者に対する啓発活動	学校教育課	継 続

(3) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

読書は、国語力を形成する「考える力」「感じる力」「想像する力」「表現する力」等を育てるために欠くことのできないものです。子どもが読書習慣を身につけ、読書を通して人生を豊かにしようとする力を養ううえでも、大きな役割を担っています。

学校は、児童・生徒が読書に親しみ、読書を楽しむことができるよう適切な支援を行い、またその質を高めるための学習活動や読書活動を充実させることが必要です。

① 「朝の読書」※5 活動の実施

読書習慣を身につけるために、全校一斉の「朝の読書」の時間を引き続き確保し、子どもが読書に親しむきっかけ作りと習慣化を図ります。

② 「調べ学習」※6 における読書活動の実施

子どもたちにとって、自分が持った疑問を解決する時には、様々な情報と上手に関わっていくことが必要となります。「調べ学習」で取り組む際、テーマに役立つ本の探し方・活用の仕方について学び、子どもが自ら必要な情報を選択・収集し、情報について理解を深め、自分なりの考えで整理する力を養うための取り組みを推進します。

③ おはなし会等の読書行事の実施（実践できる子どもたちの育成）

読書ボランティアなどと連携し、「読み聞かせ」や「おはなし会」「ブックトーク」※7 などを行い、多様な本と出会う機会を充実させるとともに、自ら読み聞かせに興味・関心を持ち、実践できる子どもを育成します。

④ ブックリストの活用

昔話・童話などの物語をはじめ、県教育委員会推薦の「みんなにすすめたい一冊の本」や「茨城県推奨図書（小学校・中学校・高校生）」等のブックリストを家庭に配布します。

⑤ 図書館での施設見学・体験学習・就業体験（インターンシップ）の実施

図書館の施設見学や体験学習、就業体験など、子どもたちが本に触れ、読書への興味・関心を高める機会を提供します。

⑥ 障がいのある子どもへの読書支援

町立図書館と連携して、点字図書など障がいに応じた選書や読書方法など、読書環境づくりに努めます。

⑦ 読書活動推進のための研修会等の実施

保護者会・P T Aを通じて、子どもたちの読書推進につながるような図書の選書及び活用についての研修会等を実施します。

⑧ 読書環境の整備

小学校全学年、中学校1年生の教室に、発達段階に応じて揃えられた優良図書等の書架を設け、職員と一緒に親しむことができる環境づくりに努めます。

◇ 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

施 策	担当・所管	実施区分
① 「朝の読書」活動の実施	学校教育課	継 続
② 「調べ学習」における読書活動の実施	学校教育課	継 続
③ おはなし会等の読書行事の実施 (実践できる子どもたちの育成)	学校教育課 図 書 館	充 実
④ ブックリストの活用	学校教育課	継 続
⑤ 図書館での施設見学・体験学習・就業体験（インターンシップ）の実施	学校教育課	充 実
⑥ 障がいのある子どもへの読書支援	学校教育課 図 書 館	継 続
⑦ 読書活動推進のための研修会等の実施	学校教育課	継 続
⑧ 読書環境の整備	学校教育課	継 続

(4) 図書館における読書活動の推進

子どもたちにとって図書館は、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場であり、また図書館で知りたいことを自主的に調べることは、自ら学び考える機会となります。

図書館司書と読書ボランティアによる読み聞かせやおはなし会、季節にあわせた資料展示などは、子どもが言葉や物語の楽しさに触れ、本に親しむ機会となり、家庭での読書習慣の基礎をつくるきっかけとなることから、図書館では子どもたちが本と触れ合う場を積極的に提供していきます。

① 読み聞かせ事業の充実（ブックスタート事業・セカンドブック事業）

子どもたちの読書に対する意欲や関心を高めるとともに、豊かな人間性を培い、考える力、生きる力の糧となり、家庭での読書を習慣として形成していけるよう事業の充実を図ります。

② 児童コーナーの充実

子どもの成長の各段階に適した資料を内容・形態ともに豊富にそろえ、好奇心・探究心の旺盛な子どもの気持ちを大切にして、リクエストにも応えながら魅力ある資料の収集を行います。また、子どもに分かりやすい本の配置をし、利用しやすい環境整備に努めます。

③ おはなし会等の事業の充実

定期的に図書館で開催している幼児から小学生向けのおはなし会や乳幼児向けのおはなし会「絵本となかよし」をより充実させ、子どもが本のおもしろさや楽しさを知る機会を積極的に提供します。

また、読み聞かせやおはなし会を実施している読書ボランティアグループを支援し、読み聞かせに活用できる絵本や児童文学に関する解説書・研究書、読み聞かせや手あそび等の技術を学ぶための資料等の収集に努めます。

④ 町内商業施設等を利用した活動

子どもや保護者が多く集まる町内の商業施設等において、絵本の読み聞かせなどを通し、子どもが絵本に出会う機会を与えるとともに、読書の重要性について保護者への啓発を行います。

⑤ ブックリストの作成

乳幼児、小学生、中学生、高校生まで、各年齢層の対象に応じたブックリストを作成して、読書活動の啓発に努めます。

⑥ 学校への司書派遣・学校授業における資料の提供

保育所・幼稚園は、おはなし会など、小学校・中学校・高等学校には、ブックトークや学習に役立つ資料の提供を行います。また、学校の希望に応じて、授業における図書館ガイダンスなど、司書の専門知識を利用した助言、指導を行います。

⑦ 小学校への図書館司書※8 派遣

小学校へ定期的に司書を派遣し、朝の読み聞かせや図書委員会活動の補助、学校図書館の整備を行い、本に慣れ親しみやすい環境を整えます。また、図書館まで行かなくても学校で図書館資料が借りられる「ぶっくるん」（図書館資料お届けサービス）で読書推進を図ります。

⑧ 団体貸し出しの推進（図書の出前）

町内の子どもたちに均等な図書館サービスを提供するために、学校をはじめ保育所、幼稚園、児童養護施設や学童保育など各施設へ団体貸し出しの計画的利用を推進します。

⑨ 施設見学・体験学習・就業体験の受け入れと図書館利用の促進

施設見学・体験学習（一日図書館員等）・就業体験（インターンシップ）の受け入れを積極的に行い、図書館への理解を深める機会の提供と子どもの読書活動推進に向けた図書館利用の促進に努めます。

⑩ 職員研修の実施

図書館職員の専門的な知識・技能をより向上させるため、研修や講習会等に積極的に参加します。

◇ 図書館における読書活動の推進

施 策	担当・所管	実施区分
① 読み聞かせ事業の充実(ブックスタート事業・セカンドブック事業)	図 書 館	一部新規 充 実
② 児童コーナーの充実	図 書 館	充 実
③ おはなし会等の事業の充実	図 書 館	充 実
④ 町内商業施設等を利用した活動	図 書 館	継 続
⑤ ブックリストの作成	図 書 館	継 続
⑥ 学校等への司書派遣・学校授業における資料の提供	学校教育課 図 書 館	一部新規 充 実
⑦ 小学校への図書館司書派遣	図 書 館	充 実
⑧ 団体貸し出し利用の推進 (図書の出前)	図 書 館	充 実
⑨ 施設見学・体験学習・就業体験の 受け入れと図書館利用の促進	図 書 館	継 続
⑩ 職員研修の実施	図 書 館	継 続

2. 子どもが読書に親しむための環境の整備

(1) 家庭における読書環境づくり

子どもが読書習慣を身に付ける場として家庭の果たす役割は大きく、日常生活の中で自然に読書に親しめる環境づくりが大切です。家庭は、子どもが初めて本に触れ、読書を行ううえで最も関わりが深く、興味や関心を育む重要な役目を担っているため、身近にいる家族が読書の重要性を認識し、家庭における読み聞かせの大切さを伝えるなど、読書に接する機会や環境づくりを支援していきます。

① ノーテレビ・ノーゲームデー※⁹の推進

各家庭の事情に合わせて月に1回程度、ノーテレビ・ノーゲームデー（テレビを見ない日、ゲームをしない日）の推進に取り組み、家族で過ごす時間や読書を楽しむ時間を確保するよう町広報紙等での周知・啓発に努めます。

② 読書に親しむ保護者の姿勢

子どもは、読書に親しむ保護者の姿を見て、読書を身近なもの、楽しいものと感じ、それが子どもの自発的な読書活動となり、生涯にわたる継続的な読書習慣にもつながります。図書館では、これらの大切さをホームページ、広報紙等を通じて周知し、「保護者の姿勢」の醸成に努めます。

③ 家庭の中に本がある環境づくり

身近なところに本を置くことが、本に親しみや興味を持ち、自発的な読書と読書習慣を身に付けることにつながることから、ブックリスト等の作成により、図書館の本の積極的な活用を推進します。

◇ 家庭における読書環境づくり

施 策	担当・所管	実施区分
① ノーテレビ・ノーゲームデーの推進	学校教育課 図 書 館	一部新規 充 実
② 読書に親しむ保護者の姿勢	学校教育課 図 書 館	新 規
③ 家庭の中に本がある環境づくり	学校教育課 図 書 館	新 規

(2) 学校図書館等の整備・充実

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむところであると同時に、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割を担う場所のひとつであるため、子どものニーズに応じた図書資料の整備・充実に努めます。

① 図書館等の団体貸し出しの利用

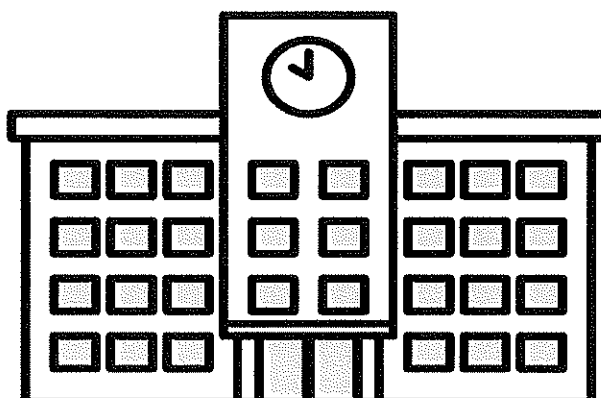
町立図書館の団体貸し出しの計画的利用に努めます。（図書の出前）

② ぶっくるん※10 の利用促進

児童が図書館に行かなくても、リクエストする図書館の本を、学校をとおして手にすることができるサービス（図書館司書派遣時）の利用促進を図ります。

◇ 学校図書館等の整備・充実

施 策	担当・所管	実施区分
① 図書館等の団体貸し出しの利用	学校教育課 図 書 館	充 実
② ぶっくるんの利用促進	学校教育課 図 書 館	充 実



(3) 図書館の整備・充実

図書館は子どもが本と出会い読書のできる場所であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。このため図書館が、子どもの豊かな心を育む役割を果たすことができるように、図書館の整備・充実を図ります。

① 図書館資料の計画的な収集

快適で楽しい本との出会いを提供するため、学校と連携を図りながら子どもの「知る意欲」を育てる資料等を充実させます。また、調べ学習や総合学習に役立つ町内の産業、様々な文化財や郷土芸能等の関係資料の収集に努めます。

② 他機関（県立図書館・公共図書館等）との連携(相互貸借等)

図書館で所蔵していない図書資料の提供やレファレンス※11に対応するため、県立図書館をはじめ県内の公共図書館と連携・協力し、相互貸借を行うなどして、図書のリクエスト対応に努めます。

◇ 図書館の整備・充実

施 策	担当・所管	実施区分
① 図書館資料の計画的な収集	図 書 館	充 実
② 他機関（県立図書館・公共図書館等）との連携（相互貸借等）	図 書 館	充 実



3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、読書に関する多彩な情報を子どもに発信し、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民に広く理解と関心を喚起する必要があります。

また、子どもは、大人から絵本や物語を読んでもらうことはもちろんですが、読書する大人の姿をみることによって、読書意欲が高まると考えられることから、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性について普及・啓発に努めます。

① 図書館における情報化の推進

子どもが興味を持つ読書に関する情報を幅広く収集するとともに、情報の発信に努めます。また、インターネット等を利用する子どもが増加しているなか、蔵書検索や図書館資料の紹介等図書館ホームページを充実させ、子どもの読書に関する情報を積極的に提供していきます。

② 「子ども読書の日」※12、「子ども読書週間」※13 等のPR活動

「子ども読書の日」（4月23日）、「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）等の機会をとらえ、図書館ホームページ、広報紙等で読書の大切さや楽しさを広めていきます。

③ 図書館出前講座※14 の実施（茨城町ふるさとづくり出前講座）

各保育所・幼稚園・小中学校・高等学校等で、図書館の役割や使い方の説明に加え、読み聞かせやブックトークを行うことにより、本との出会いの素晴らしさを伝えながら、図書館利用の促進に努めます。

④ 赤ちゃんタイムの実施（図書館利用の促進）

乳幼児向けのおはなし会「絵本となかよし」にあわせて、乳幼児と保護者が一緒に気兼ねなく図書館を利用し、本選びや読み聞かせなどの時間を楽しんでもらえるよう、他の利用者に対し「赤ちゃんタイム」への理解を呼びかけ、図書館の利用促進を図ります。

⑤ 読書の実態調査等の推進

子どもの読書活動推進計画の改訂に合わせ、実態調査を行うことにより、読書に対する現状と図書館利用に関するニーズの把握等に努めます。

施 策	担当・所管	実施区分
① 図書館における情報化の推進	図 書 館	継 続
② 「子ども読書の日」、「子ども読書週間」等のPR活動	図 書 館	継 続
③ 図書館出前講座の実施 (茨城町ふるさとづくり出前講座)	図 書 館	継 続
④ 赤ちゃんタイムの実施 (図書館利用の促進)	図 書 館	充 実
⑤ 読書の実態調査等の推進	図 書 館	継 続

用語解説

※1 ブックスタート事業

絵本を開く楽しい体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと、地域に生まれた子どもに絵本を手渡す活動です。1992年に英国で始まったこの活動は、2000年に日本に紹介され、全国各地で実施が広がっています。茨城町では、生後4か月から8か月児の離乳食教室、及び健康診査時に絵本などが入ったブックスタートパックを渡しています。

※2 セカンドブック事業

「ブックスタート」の次の段階として、子どもの年齢に合わせた本をプレゼントするものです。各自治体によって対象年齢は異なりますが、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援するために行う事業です。

茨城町では、1歳6か月を迎えるお子さんにオリジナル絵本がもらえる「絵本注文チケット」を配布しています。

※3 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味します。

この「家読（うちどく）」は、「朝読」（朝の読書の略）の家庭版として考えられたものです。家族で本を読んでコミュニケーションを図り、「家族の絆づくり」をすることを目的としています。

※4 団体貸し出し（図書の出前）

図書館が町内の学校や保育所・幼稚園などの施設に対して本を貸し出すことです。

※5 朝の読書

毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と児童・生徒がそれぞれに自分の好きな本を読むという運動で、1988年（昭和63年）に千葉県の高校で提唱され、全国の学校に広がっています。「毎日やる」「みんなでやる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を原則としています。

※6 調べ学習

児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめることです。

※7 ブックトーク

子どもと本を結ぶ手法の一つで、特定のテーマにそって、何冊かの本を順序よく紹介することです。あらすじや著者紹介を交えるなどの工夫をして、子どもに本への興味を起こさせます。

※8 司書

図書館法第4条に基づく司書のことをいい、公共の図書館に勤務している図書館専門職員のことを言います。図書館の専門的事務に従事します。

※9 ノーテレビ・ノーゲームデー

社団法人日本小児科医会「子どもとメディア」対策委員会からの提言で、各地に広まっている運動です。

※10 ぶっくるん

図書館資料お届けサービスです。図書館に行かなくても、学校の図書館で派遣司書にリクエストすると、次の派遣時に希望図書が届けられ、学校で読みたい本を借りることができます。

※11 レファレンス

参考業務、参考調査ともいい、情報を求めている利用者に対して図書館員が必要とされる情報や資料を調査、提供して助ける業務をいいます。

※12 子ども読書の日

「子ども読書活動推進法」では4月23日を「子ども読書の日」と制定しています。国や地方公共団体には、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように求められています。

※13 子ども読書週間

社団法人読書推進運動協議会が、毎年4月23日から5月12日までの約3週間を子ども読書週間と定め、子どもの読書活動の普及・啓発運動を行っています。

※14 出前講座（茨城町ふるさとづくり出前講座）

町民の皆さんに図書館への理解を深めてもらうために、図書館職員が図書館の素晴らしさを伝える講座です。

資料 1

子どもの読書活動に関するアンケート調査

◆ アンケート調査の目的

町内の子ども読書環境や読書意識等の現状を把握するとともに、子どもの読書活動に影響を与える要因との関連性を明らかにすることにより、茨城町子ども読書活動推進計画（第3次）の基礎資料とすることを目的としています。

◆ 調査対象

- ・ 小学2年生、小学5年生の児童及び中学2年生の生徒
- ・ 小学2年生、小学5年生、中学2年生の保護者

◆ 調査方法

- 児童・生徒は、学校用のタブレット端末でグーグルフォームに回答
- 保護者には、学校を通しグーグルフォームのリンク先を記載したアンケート依頼文書を配布し、自宅でグーグルフォームに回答

◆ 調査期間

令和6年9月24日（火）～ 10月11日（金）

◆ 調査対象人数及び回答率

○ 児童・生徒

対 象 者	対 象 人 数	回 答 数	回 答 率
小学2年生	207	171	82 %
小学5年生	232	183	78 %
中学2年生	240	209	87 %

○ 保護者

対 象 者	対 象 人 数	回 答 数	回 答 率
小学2年生保護者	207	98	47 %
小学5年生保護者	232	144	62 %
中学2年生保護者	240	142	59 %

《 児童・生徒に対するアンケート調査結果の詳細 》

◆ 問1. あなたは、本を読むことが好きですか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
好き	43.5 %	22.0 %	28.4 %
どちらかといえば好き	43.5 %	47.3 %	41.3 %
どちらかといえば嫌い	4.8 %	13.2 %	16.8 %
嫌い	1.2 %	4.9 %	3.8 %
どちらでもない	7.0 %	12.6 %	9.7 %

◆ 問2. あなたは、1か月に何冊くらい本を読みますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
11 冊以上	28.3 %	11.6 %	2.9 %
6 ～ 10 冊	28.9 %	20.4 %	4.3 %
3 ～ 5 冊	21.1 %	28.7 %	26.8 %
1 ～ 2 冊	16.9 %	29.3 %	53.6 %
読まない	4.8 %	10.0 %	12.4 %

(問2で「読む」を選んだ人)

◆ 問2-1. あなたは、どんな本が好きですか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
絵本	33.1 %	9.9 %	6 %
昔話	7.4 %	1.2 %	1.1 %
物語	15.3 %	22.4 %	41.0 %
伝記	0.1 %	2.5 %	2.7 %
歴史	3.7 %	6.8 %	3.8 %
自然	6.7 %	10.6 %	2.2 %
スポーツ	10.4 %	7.5 %	9.8 %
学習マンガ	9.2 %	19.9 %	2.7 %
その他	14.1 %	19.2 %	30.7 %

◆ 問2-2. あなたは、読みたい本をどのようにしていますか。 (複数回答可)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
学校の図書室で借りる	61.6 %	46.9 %	7.4 %
図書館で借りる	39.6 %	32.6 %	13.4 %
友達から借りる	6.7 %	2.3 %	17.3 %
書店で買う	27.4 %	41.1 %	87.1 %
その他	15.2 %	10.9 %	9.4 %

◆ 問2-3. あなたは、どこで本を読むことが多いですか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
自分の家	44.6 %	46.0 %	42.1 %
教室	36.1 %	33.0 %	52.5 %
学校の図書室	7.2 %	11.9 %	1.0 %
図書館	9.0 %	4.5 %	2.0 %
その他	3.1 %	4.6 %	2.4 %

◆ 問2-4. あなたは、読む本をどのようにして選びますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
自分で探す	85.5 %	81.7 %	74.8 %
図書館や学校の図書室の おすすめ	6.1 %	5.1 %	2.5 %
友達のおすすめ	0.6 %	4.6 %	8.9 %
先生や家族のおすすめ	3.6 %	3.4 %	2.0 %
その他	4.2 %	5.2 %	11.8 %

(問2で「読まない」を選んだ人)

◆ 問2-5. 本を読まないのはなぜですか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
本を読む時間がない	42.9 %	15.0 %	20.0 %
本を読むのが嫌いだ	16.7 %	20.0 %	26.7 %
どんな本を読めばよいか 分からない	11.9 %	5.0 %	13.3 %
他の遊びの方がおもしろい	9.5 %	35.0 %	33.3 %
その他	19.0 %	25.0 %	6.7 %

◆ 問3. あなたは、小さい頃、本を読んでもらうことが好きでしたか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
好き	58.0 %	40.0 %	32.4 %
どちらかといえば好き	34.0 %	45.6 %	50.0 %
どちらかといえば嫌い	4.3 %	8.9 %	12.3 %
嫌い	3.7 %	5.5 %	5.3 %

◆ 問4. あなたは、本や紙芝居を読んでもらったことがありますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
よく読んでもらった	50.0 %	39.2 %	43.9 %
時々読んでもらった	32.3 %	42.6 %	39.0 %
あまり読んでもらったことがない	10.4 %	8.0 %	5.9 %
まったく読んでもらったことがない	1.8 %	2.8 %	0.5 %
覚えていない	5.5 %	7.4 %	10.7 %

(問4で「よく読んでもらった」「時々読んでもらった」を選んだ人)

◆ 問4-1. あなたは、誰に本を読んでもらいましたか。(複数回答可)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
家族	69.0 %	49.3 %	50.3 %
保育園や幼稚園の先生	68.3 %	68.4 %	72.3 %
学校や児童クラブの先生	5.5 %	5.9 %	15.0 %
図書館の人	1.4 %	6.6 %	5.2 %
読み聞かせボランティア	13.8 %	15.1 %	38.7 %
その他	6.9 %	5.9 %	2.9 %

◆ 問5. あなたは、本を読むことが大切だと思いますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
大切だと思う	62.9 %	52.0 %	53.4 %
どちらかといえば大切だと思う	35.3 %	41.1 %	38.2 %
どちらかといえば大切だと思わない	0.6 %	3.4 %	4.9 %
大切だと思わない	1.2 %	3.5 %	3.5 %

◆ 問6. あなたは、学校の図書室をどのくらい使いますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1週間に3回以上	14.4 %	7.3 %	1.0 %
1週間に1～2回	26.3 %	26.6 %	10.7 %
1か月に1～2回	37.1 %	36.7 %	16.5 %
ほとんど使わない	13.2 %	23.7 %	38.3 %
使わない	9.0 %	5.7 %	33.5 %

(問6で「ほとんど使わない」「使わない」を選んだ人)

◆ 問6-1. 図書室に行かない理由は何ですか。(複数回答可)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
読みたい本がない	28.6 %	39.1 %	46.1 %
本を読むのが好きでない	19.0 %	32.8 %	17.8 %
新しい本がない	11.1 %	7.8 %	3.9 %
本の選び方が分からない	17.5 %	7.8 %	7.2 %
その他	33.3 %	23.4 %	38.8 %

◆ 問7. あなたは、茨城町の図書館をどのくらい使っていますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1か月に4回以上	21.1 %	6.3 %	0.0 %
1か月に1回～3回	36.7 %	27.3 %	12.2 %
ほとんど使わない	35.5 %	48.3 %	53.7 %
使わない	6.7 %	18.1 %	34.1 %

(問7で「1か月に4回以上」「1か月に1回～3回」を選んだ人)

◆ 問7-1. どんなときに図書館を使いますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
宿題などで調べものをする とき	26.8 %	21.3 %	9.1 %
読みたい本を借りるとき	50.9 %	46.7 %	60.6 %
勉強をするとき	10.7 %	20.0 %	27.3 %
その他	11.6 %	12.0 %	3.0 %

(問7で「ほとんど使わない」「使わない」を選んだ人)

◆ 問7-2. 図書館に行かない理由は何ですか。(複数回答可)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
本がつまらない、おもしろくない	10.5 %	11.0 %	13.7 %
図書館が遠い	29.1 %	25.4 %	31.7 %
書店で買うことが多い	15.1 %	28.0 %	54.1 %
時間がない	31.4 %	43.2 %	43.2 %
図書館の利用の仕方が分からない	10.5 %	5.9 %	4.9 %
その他	26.7 %	16.9 %	15.3 %

- ◆ 問8. あなたは、インターネット（パソコンやスマートフォン・i P a d など）で本を読んだことがありますか。また、読んでみたいと思いますか。

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
読んだ、これからも読む	24.5 %	28.8 %	43.5 %
読んだ、これからは読まない	3.1 %	5.1 %	7.2 %
読んでいない、これから読んでみたい	39.3 %	45.2 %	33.5 %
読んでいない、これからも読まない	33.1 %	20.9 %	15.8 %

- ◆ 問9. あなたは、どうすればみんなが本を読むようになると思いますか。

(複数回答可)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
学校での読書の時間を増やす	52.7 %	50.6 %	42.1 %
テレビやゲームの時間を少なくする	23.4 %	14.6 %	16.3 %
家族と一緒に本を読む時間を作る	38.9 %	19.7 %	9.1 %
おもしろかった本を教え合う	44.3 %	55.6 %	56.5 %
その他	0 %	7.3 %	9.1 %

- ◆ 問10. 茨城町の図書館にしてほしいことがあれば、自由に書いて下さい。

※マークは対応済み

- ・漢字が少ない本を増やしてほしい。
- ・小学生のおすすめの本を入れてほしい。
- ・釣りの本を増やしてほしい。
- ・女子の髪型の本を増やしてほしい。
- ・昔話の本を追加してほしい。
- ・偉人の本をおいてほしい。
- ・心理テスト、迷路などの本を増やしてほしい。
- ・学習マンガをもっと入れてほしい。
- ・歴史のマンガを増やしてほしい。
- ・マンガ、アニメの本をおいてほしい。
- ・「コナン」「ゴジラシリーズ」をおいてほしい。
- ・「クレヨンしんちゃん」のマンガを入れてほしい。
- ・絵の学習ができる本をおいてほしい。

※

- ・ライトノベルなどの本をもっと増やしてほしい。
- ・中学生向けの小説などもおいてほしい。 ※
- ・学園系の小説を増やしてほしい。
- ・ファッション系の本を増やしてほしい。
- ・物語系の本を増やしてほしい。
- ・怖い本を増やしてほしい。
- ・みんなが好きな本を増やしてほしい。
- ・新しい本を入れてほしい。 ※
- ・流行の本をおいてほしい。
- ・人気の本をおいてほしい。
- ・いろいろな本の範囲を広げてほしい。
- ・日本についての海外からの評論文を多数導入してほしい。
- ・東野圭吾と知念幹人の本を増やしてほしい。
- ・最新のDVDを増やしてほしい。
- ・電子図書館をいれてほしい。
- ・ポップなどをもう少しつけてほしい。
- ・読んだ本の感想を貼りだすコーナーがあればいいと思う。
- ・本を広める活動をしてほしい。
- ・利用の仕方を教えてほしい。
- ・本の借り方を分かりやすくしてほしい。
- ・ブックカートを増やしてほしい。
- ・読み聞かせをやってほしい。
- ・学習スペースを広くしてほしい。
- ・勉強のできる環境にしてほしい。
- ・自習スペースを増やしてほしい。
- ・Wi-Fiを図書館につけてほしい。 ※
- ・友達や家族同士で、話しながら本を読めるスペースを作してほしい。
- ・みんなで楽しく本を読む場所がほしい。
- ・遊ぶ場所がほしい。
- ・来た人がニコニコする図書館にしてほしい。
- ・これからもきれいな図書館にしてほしい。
- ・楽しい図書館にしてほしい。
- ・大きな図書館ばかりでなく、小さな図書館も増やしてほしい。
- ・もっと近くに図書館があったらいい。
- ・古い本を売ってほしい。
- ・おもしろい本をたくさん借りたい。
- ・これからたくさん本を読みたいと思う。
- ・本が分かりやすいように並べてくれて、ありがとうございます。

《保護者に対するアンケート調査結果の詳細》

◆ 問1. あなたは、本を読むのが好きですか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
好き	23.5 %	23.1 %	27.5 %
どちらかといえば好き	43.9 %	43.4 %	42.3 %
どちらかといえば嫌い	28.6 %	30.1 %	23.9 %
嫌い	4.0 %	3.4 %	6.3 %

◆ 問2. あなたは、1か月に何冊くらい本を読みますか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
11 冊以上	0 %	0 %	4.2 %
6 ～10 冊	5.2 %	1.4 %	2.1 %
3 ～ 5 冊	14.4 %	15.5 %	12.7 %
1 ～ 2 冊	37.1 %	31.0 %	29.6 %
読まない	43.3 %	52.1 %	51.4 %

(問2で「読まない」と答えた方にお聞きします。)

◆ 問2-1. 本を読まないのはなぜですか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
仕事や家事が忙しい	61.7 %	53.1 %	65.4 %
本を読むのが嫌い	6.4 %	4.9 %	4.9 %
読みたい本がない	2.1 %	2.5 %	3.7 %
読書以外にやりたいことがある	29.8 %	34.6 %	19.8 %
その他	0 %	4.9 %	6.2 %

◆ 問3. あなたは、町の図書館をどのくらい利用されますか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
週に1回くらい	2.0 %	1.4 %	1.4 %
月に1回～2回	12.2 %	6.3 %	9.3 %
1～2か月に1回	9.2 %	12.6 %	6.4 %
年間に数回	35.7 %	39.9 %	24.3 %
ほとんど利用していない	40.9 %	39.8 %	58.6 %

(問3で「週に1回くらい」「月に1回～2回」「1～2ヶ月に1回」「年に数回」と回答した方にお聞きします。)

◆ 問3-1. あなたは、町の図書館に行くときに、お子さんを連れて行きますか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
いつも連れて行く	64.6 %	53.2 %	37.3 %
時々連れて行く	16.9 %	24.5 %	29.9 %
あまり連れて行かない	9.2 %	13.8 %	14.9 %
全く連れて行かない	9.3 %	8.5 %	17.9 %

◆ 問4. あなたのお子さんは、本（読書）が好きだと思いますか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
好き	19.4 %	18.2 %	25.4 %
どちらかという好き	48.0 %	39.2 %	33.1 %
どちらかといえば嫌い	24.5 %	34.3 %	31.7 %
嫌い	8.1 %	8.3 %	9.8 %

◆ 問5. あなたのお子さんが小さい頃、読み聞かせはしていましたか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
よくしていた	40.2 %	38.5 %	36.6 %
時々していた	35.1 %	43.4 %	41.5 %
あまりしていない	21.6 %	16.8 %	20.4 %
したことがない	3.1 %	1.3 %	1.5 %

◆ 問6. あなたは、読み聞かせをすることは、大切だと思いますか。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
大切だと思う	85.7 %	81.8 %	82.4 %
大切だと思わない	0 %	0 %	0 %
どちらともいえない	13.3 %	16.1 %	14.1 %
分からない	1.0 %	2.1 %	3.5 %

- ◆ 問7. 読み聞かせの他に、あなたが子どもの読書活動を推進するためにしている、あるいはしていたことは何ですか。(複数回答可)

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
子どもが本を読んだらほめる	45.9 %	36.6 %	35.2 %
本のことについて話しをする	41.8 %	46.5 %	43.0 %
家に本をたくさん置く	34.7 %	30.3 %	33.8 %
自分(保護者)が読書している姿を見せる	14.3 %	17.6 %	14.8 %
図書館に連れて行く	44.9 %	49.3 %	40.8 %
読み聞かせの会などに参加する	12.2 %	9.2 %	12.0 %
本を買い与える	48.0 %	58.5 %	49.3 %
その他	4.1 %	2.8 %	7.0 %

- ◆ 問8 読書推進活動について、茨城町立図書館に期待することがあれば自由にお書きください。 ※マークは対応済み

- ・ 最新の本をたくさん入荷してほしい。 ※
- ・ 中学生が読みやすい、興味があるような本をまとめてくれると探しやすい。 ※
- ・ 中学生の子どもが興味のある本ももう少しおいてほしい。
- ・ 児童書はたくさんあるので、小説関係を増やしてほしい。
- ・ 若い子が好きな本もあるが、もう少しあってもよいのかと思う。
- ・ 子どもも大人も楽しめる本がたくさんある図書館にしてほしい。
- ・ デジタル図書を始めてほしい。他の市町村での取り組みをみて、子どもが羨ましがっていた。
- ・ DVDの種類をもっと増やしてほしい。
- ・ 学校に出向いた際に、子どもに直接おすすめの本の紹介をしてくれると読書推進につながると思う。 ※
- ・ 本が好きになり、読みたくなるようなイベントを開催してほしい。
- ・ 県立図書館のように気軽に足を運びやすくしてほしい。
- ・ もっと子どもに寛容になってほしい。少し声を出しただけで注意されると、図書館に行くハードルがあがる。
- ・ 自習室を拡大してほしい。
- ・ Wi-Fiを使えるようになると図書館へ行く回数も増え、たくさん本に触れられる。 ※
- ・ ネットでの在庫確認、予約ができるようにしてほしい。 ※
- ・ 可能であれば、土日などに出張図書館などができるとうれしい。
- ・ 図書館まではとても遠いので、子どもだけで行くことができない。地域への移動図書館があるといいと思う。

- ・利用時間の延長をしてほしい。
- ・19時頃まで開館してほしい。
- ・月曜日の閉館日と祝日が重なった時は、閉館日をずらしてもらいたい。子どもたちは、土日祝日利用がメインなので、行きたいけどやっていないときが何度もあった。
- ・夏休みなどの長期休暇中のオープン時間を早めてもらいたい。 ※
- ・子どもが借りて読んだ本の題名などが記録で残ると喜ぶと思う。
- ・利用者カードの更新がいつなのか、分かりやすくしてもらいたい。子どものカード更新を親の身分証提示で更新できるようにしてもらいたい。
- ・県立図書館のようなカフェスペースがほしい。
- ・中2と小6の子育て中です。今のところ子どもたちは進んで読書はしない。今からでも好きになるために親は何をすべきか分からない。
- ・最近仕事や目も悪くなってなかなか読めないが、子どもが小さいときはよく利用していた。これからも頑張ってもらいたい。
- ・引っ越してきて1年半、いまだに図書館がどこにあるか分からない。分かれば行ってみたい。

資料 2

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資料 3

茨城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例

(平成25年3月27日 条例第3号)

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、茨城町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、茨城町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 茨城町図書館協議会を代表する者
- (3) 茨城町教育研究会学校図書館教育部会を代表する者
- (4) 学校PTAを代表する者
- (5) 保育園、幼稚園を代表する者
- (6) 読み聞かせボランティア団体を代表する者
- (7) 教育委員会関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から教育委員会において推進計画を策定するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 推進計画を策定するに当たり細部を検討するため、町職員で構成する作業部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、茨城町立図書館において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年茨城町条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略